

法人税関係

人材確保等促進税制の留意点

1 はじめに

人材確保等促進税制は、新規雇用者に対する給与等の増額に着目した制度となっている。そこでこの人材確保等促進税制について制度の内容や留意点をまとめる。

2 制度の内容

(1) 通常要件

青色申告法人が対象者のこの制度は新規雇用者に対する給与額の増減割合により判定する。

新規雇用者給与等支給額から新規雇用者比較給与等支給額（前年度の新規雇用者給与等支給額）を控除した金額の新規雇用者比較給与等支給額に対する割合が2%以上である場合に適用できる。

(2) 上乗せ要件

教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額の比較教育訓練費の額に対する割合が20%以上である場合が該当する。

(3) 税額控除限度額

控除対象新規雇用者給与等支給額の15%（上乗せ要件を具備する場合には20%）となる。なお、控除対象新規雇用者給与等支給額は調整雇用者給与等支給額を上限とする。

3 用語の定義

判定の基礎や税額控除額の基礎となる用語は似ているがそれ

ぞれ異なるものである。

(1) 新規雇用者給与等支給額

新規雇用者給与等支給額は、国内新規雇用者のうち雇用保険の一般被保険者に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいう。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合は控除するが、雇用安定助成金は控除しない。

(2) 控除対象新規雇用者給与等支給額

控除対象新規雇用者給与等支給額とは、国内新規雇用者に対し、その雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいう。新規雇用者給与等支給額との違いは、国内新規雇用者を雇用保険の一般被保険者に限らない点及び雇用安定助成金額を控除する点である。

(3) 調整雇用者給与等支給額

雇用者給与等支給額（雇用安定所助成金を除く）から比較雇用者給与等支給額（雇用安定助成金額を控除する）を控除した金額をいう。

4 雇用安定助成金

雇用安定助成金額とは、国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいうこととされている

（措法42の12の5③四イ）。

雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業とは、「景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、労働者を休業させる事業主その他労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。」とされ、具体的には次のものが該当する。

- ① 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金又は緊急雇用安定助成金の額
- ② ①に上乗せして支給される助成金の額その他①に準じて地方公共団体から支給される助成金の額

なお、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、従業員が勤務先を通さずに給付を受けるものであり、法人が支給する給与等に充てるものではないことから本制度でいうところの雇用安定助成金額には該当しない。

5 おわりに

この制度は適用要件の判定が複雑となっているが、税額控除の上限が法人税の20%であることを鑑みると減税効果は大きいと有効に活用したい。

〔 右山研究グループ
税理士 樋之口 毅 〕